

平成28年雇第2号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）による基本手当の支給に関する処分を取り消すというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業所」という。）を離職し、同年〇月〇日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。その際、請求人は、賃金日額について異議を申し立てた。
- (2) これに対し、安定所長は、事業所を管轄する公共職業安定所長に確認の上、同年〇月〇日、請求人の賃金日額は〇円であり、基本手当日額は〇円とする処分を行った。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見の要旨

(略)

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、基本手当の支給に関する処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、毎月賞与という名目で支給されていた賃金は、賃金日額の算定基礎から除外すべきでない旨主張していることから、以下検討する。

- (1) 雇用保険における賃金日額は、法第17条第1項により、離職直前の6箇月間に支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われた賃金を除き、その得られた合計金額を180で除した得た額とすることとされている。

そして、3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金とは、算定の事由が3箇月を超える期間ごとに発生するものをいい、実際の支払も3箇月を超える期間ごとに行われるものであるが、行政実務上、3箇月を超える期間ごとに支払うことが客観的に定められている賃金が、実際の支給に際して、例外的に分割支給された結果、3箇月以内の間隔での支払となったとしても、賃金日額の算定基礎から除外する取扱いとしているところ、当審査会としても、この取扱いは妥当なものであると判断する。

- (2) この点、請求人の離職直前の6箇月間に支払われた賃金について、以下の事実が認められる。

ア 正社員乗務員賃金規定において、「基本給」は、月間〇日勤務の場合、月額〇円であり、「残業割増」は、〇円を超える月間營收の45%を支給すると定められている。

イ 請求人の離職直前の6箇月間（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の給料支払明細書をみると、上記賃金規定に基づいて算出された「基本給」と「残業割増」の合計金額が、毎月「総支給額」として支払われている。そして、安定所長は、この「総支給額」を、離職直前の6箇月間の賃金額と評価して賃金日額を算定している。

ウ 正規乗務員賞与規定において、「賞与」は年3回支給され、そのうち〇月上旬に支給される春期の賞与は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

の4箇月分が賞与対象月であり、算定基準として月間営収〇円以上の者については、月間営収の15%を支給すると定められている。

エ 請求人の平成〇年〇月〇日付けの賞与分の給料支払明細書をみると、春期の賞与として、上記賞与規定に基づいて算出した金額が「賞与総支給」額として記載されている。

そして、賞与貸付台帳における賞与対象月の「賞与貸付金」の合計金額が、賞与分の給料支払明細書の「貸付金」として記載されており、「賞与総支給」額から「貸付金」を減じた額が、「差引支給額」として支払われている。

オ 請求人は、毎月、給料支払明細書に係る賃金とともに、賞与という名目で、別袋で、各月の賞与対象額から同金額について概算による所得税、雇用保険料等相当額、預り金を控除した金額を賞与貸付金名目で受領していた。

(3) 以上の事実からは、請求人に対して離職直前の6箇月間に支払われた賃金は、上記賃金規定及び上記賞与規定どおりであり、毎月賞与という名目で支給されていた賃金は、本来賞与として年3回支給されるべき金員を毎月貸付金として分割して支給されたものと認められる。そして、上記賞与規定によれば、賞与は算定の事由が4箇月ごとに発生し、3箇月を超える期間ごとに支払われることが定められており、支払義務が確定するのが4箇月ごとであることが明らかである。

これに対し、請求人は、「面接時に、月間売上げが〇円以上であれば、総売上げの60%を支払うという約束」であり、賃金規定も就業規則等も見ることがない旨主張する。

しかしながら、総売上げの60%が給料であることは、上記賃金規定に反する上、雇用契約書はなく、求人票にも賃金としてその旨の明確な記載もなく、請求人は、面接時に毎月総売上げの60%を給与として支払うと説明されたことの意味は、毎月賞与の貸付金として別袋で支給される賃金も含む金額であったということを、入社約1箇月後には〇部長から聞いており、それに対して何ら異議を述べなかったことは、請求人も認めるとおりであるから、請求人の主張は採用できない。

(4) したがって、上記3(1)に説示のとおり、毎月賞与という名目で支給された賃金は、実際の支給に際しては毎月支払われていたとしても、3箇月を超える期間ごとの支給が客観的に定められており、貸付金として暫定的、例外的に

支払っているにすぎないから、貸金日額の算定基礎から除外すべきものであると判断し、安定所長が算定した貸金日額〇円は妥当なものであり、当該金額を基に算出すると、請求人の基本手当日額は〇円となるものと判断する。

なお、請求人は、賞与の貸付けを希望しなかったとも主張するが、仮に貸付けを希望しなかったとしても、貸付金として毎月分割で支給されていた賞与が、上記賞与規定に基づいて4箇月ごとの賞与支払日に一括で支払われることになるにすぎないことから、上記判断を左右しない。

- 3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした基本手当の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。